

# 函館市特產品開発支援事業補助金 Q&A

令和6年 2月16日（初版発行）

**令和6年 5月 9日（更新）**

※更新箇所：朱書きのとおり

このQ&Aは、函館市特產品開発支援事業補助金の運用についてまとめたものであり、必要に応じて更新を行います。更新を行った場合は、既に交付決定している場合を除き、それまでのQ&Aは利用できなくなりますので、ご留意下さい。

## Q.1 新商品に該当しない開発内容はありますか？

A. 次の場合は新商品に該当しません。

- ①：名称のみ変更する商品
- ②：外装や内装等のデザインのみ変更する商品
- ③：容量等のみ変更する商品

（例）容量300gだった商品を容量200gに変更

1袋10個入りの商品を1袋15個入りに変更 など

- ④：同種の原材料の産地のみ変更する商品

（例）青森県産のホタテを北海道産のホタテに変更 など

- ⑤：OEM商品

※上記に記載のない開発内容で少しでも疑義が生じる場合は、ご連絡下さい。

## Q.2 他社へ製造委託する新商品は対象となりますか？

A. 本補助金における新商品とは、自社において新たに製造または加工し、流通させる商品を指すため、他社へ製造委託する商品は対象外です。

## Q.3 既存商品のレトルト化、個包装化および冷凍化は対象になりますか？

A. 今回は、申請者において新たに開発する商品を対象とし、既存商品の性能を向上させる商品は対象外とします。

## Q.4 他の事業者が既に商品として販売しているものと類似する商品は対象となりますか？

A. 申請者において新たに開発する商品であれば対象となります。ただし、審査会で使用する審査基準には、独創性の高さを評価する項目があります。

## Q.5 申請すれば必ず補助金の交付を受けることができますか？

A. 必ず交付されるものではありません。審査会を開催のうえ、交付対象者を決定します。

## Q.6 複数の商品開発について申請することは可能ですか？

A. 1申請あたり1商品のみの申請となります。1事業者が複数の申請をすることは可能です。ただ

し、同一事業者が年度内に補助金の交付を受けることができるのは1回限りです。また、多数の申請があった場合、複数申請をした事業者については、書類選考で審査会にて審査する申請を絞る可能性があります。

**Q.7 新規開業する場合は対象となりますか？**

A. 申請時点で開業していない創業予定者は対象外となります。なお、設立まもなく決算書の添付ができない場合は、事業計画書および収支予算書を添付してください。

**Q.8 テスト販売済みの商品は補助対象となりますか？**

A. 対象となります。

**Q.9 既存機械等の更新費は補助対象となりますか？**

A. 既存機械等の経年劣化等による単純な更新は対象外です。ただし、新商品開発に必要な機能の追加など、正当な理由があれば対象となります。

**Q.10 他補助金の併用は可能ですか？**

A. 可能です。ただし、他から補助を受ける経費等は、補助対象外となります。

**Q.11 申請時に記載していなかった経費を実績報告時に補助対象経費として計上可能ですか？**

A. 不可です。必要経費は、申請時に全て記載して下さい。

**Q.12 経費の支払方法に制限はありますか？**

A. 支払方法が指定されている場合を除き、原則、銀行振込として下さい。

**Q.13 補助金の振込先口座の名義に指定はありますか？**

A. 口座名義と申請者名義は同一にして下さい。